

古建築に注がれた目線

— 瑠璃光寺五重塔明治修理 —

浅川 均

はじめに

近代（明治以降）の社寺に関する多数の館蔵史料のなかから、明治十五年（一八八二）に行われた瑠璃光寺五重塔修理事業に関連するものとして、当館『研究紀要』第45号（二〇一八年）で、明治十七年八月十八日付『防長新聞』（勝間田家文書）及び明治十五年の「内務省達録」（明治期政府布達類）を紹介した。

これらの史料から、**④** 上部三層分の屋根修理が行われたこと、**⑤** 阿武郡生雲中村（現山口市阿東）出身の県会議員平川要が修理事業の発起人であったこと、**⑥** 内務省と山口県から資金援助があったこと、**⑦** 資金充当のため広く寄付を募ったこと、などの事実を確認できる。

本稿では、明治十五年時点では資金不足により実現に至ることなく、明治十九年に実施された下部二層分の修理も含め、明治十年代の瑠璃光寺五重塔修理事業（以下「瑠璃光寺五重塔明治修理」と呼ぶ）にまつわるトピックを紹介してみたい。

具体的な修理内容を明らかにするとともに、修理事業への様々なかわり方を紹介することによって、当時の古建築に対する認識（政治的・社会的な目線）について読み解いていくこととする。

一 修理を呼びかける

【史料1】

▼「第一回年報 山口県勸業事務沿革」（明治期政府布達類402）

第十九項 古物保存

周防国吉敷郡山口瑠璃光寺塔由来、平川要広告ヲ左ニ掲ケ、以テ参考ニ供ス

旧物ヲ保存スルハ清世ノ美舉ニシテ、前代ヲ忘レサルハ国民ノ厚志ナリ、茲ニ山口上宇野令村天花畑瑠璃光寺五重ノ塔ハ大内氏ノ遺物ニシテ実ニ四百七十有年ノ星霜ヲ經タリ、其来由ヲ問ヘハ、則チ、大内義弘朝臣仏宗真悟禪師ヲ尊信シ仏寺ヲ創建シ上方山香積寺ト号ス、義弘陣歿ノ後、其弟六郎盛見、義弘追福ノ為メ、此五重塔ヲ同寺ニ造立ス、時ニ応永十一年ナリ、元和中ニ至リ、旧藩毛利氏、香積寺ヲ蘇ニ移シ、塔ハ依然存置セリ、元禄ノ初年、仁保村ノ瑠璃光寺ヲ香積寺址ニ移サル、是ニ於テ此塔始テ本寺ニ属セリ、是ヨリ先キ毛利氏、此塔ノ歴年傾頽スルヲ患ヘ、万治四年、大ニ修補ヲ加ヘ九輪ヲ鑄替之ヲ新ニセリ、其後貞享二年重テ之ヲ修葺シ、享保二年及ヒ寛延二年・安永六年ニモ数回ノ修覆ヲ為スヲ以テ長ク輪奐ノ美ヲ同クスルコトヲ得タリ、然リ而シテ廃藩ノ後、復タ修繕ノ舉ナキヲ以テ、日々ニ其壊敗ヲ見ル、今ニシテ重葺セシムハ、將サ二顛覆救フ可ラサルニ至ラントス、而シテ本寺已ニ之ニ着手スルノ資力ナク、又官ノ補助ヲ仰クヲ得ヘカラス、某等夙ニ慨スル所アリ、如何セン兩三輩ノ得テ弁スヘキニ非サルヲ、因テ遍ク之ヲ防長有志諸君ニ謀ラントス、嗚呼諸君ヨ、高嶺ノ北ニ往來シ層疊ノ林際ニ湧起スルヲ仰見テ大内氏創建ノ昔ヲ感シ、毛利氏修造ノ時ヲ懷ヒ累世積業其基礎ヲ動力サ、リシヲ回顧セハ、清明ノ今日ニ當リテ頽圯旧觀ヲ失フニ至ルハ豈少シク遺憾ナキヲ得ンヤ、切ニ望ム、諸君相當ノ資金ヲ喜捨シ玉ハ、速ヤ力ニ斧斤ニ従事シ、修葺ノ功ヲ奏シ、以テ宝塔ヲ不朽ニ伝ヘ旧物ヲ無窮ニ存センコトヲ謹テ廣告ス

明治十五年二月

長門國阿武郡生雲中村住 平川要

「第一回年報 山口県勸業事務沿革」は明治十五年（一八八二）の勸業事務の記録である（県勸業課作成）。

明治初期、産業振興を意図した勸業施策の一端に「古物保存」が取り上げられていることから、当時、古建築の修理や保存が政策的にどのように意識されていたかを垣間見ることができる。この場合の「古物保存」とは、今日的な文化財建造物保護の概念から一歩前に踏み込んだものであった。それは、古建築修繕を通して「地域社会の歴史性を証徴する」作業であり、ひとびとの日常の「精神的な紐帯を再認識する」ための政策であった。

近代地域社会のスタートラインを描くにあたって、地域のアイデンティティー形成や確認のために、歴史ある古建築の偉容を整える作業が行政的にも優先事項として意識されていたと推測できるのである。

史料1は、五重塔修理の実現に向けた必要経費調達のための寄付呼びかけのために作成された「趣意書」に相当するものと思われる。

瑠璃光寺五重塔の由緒来歴が強調され、藩政期にあつては毛利氏の庇護のもと、時宜を得た修復が繰り返されたことにより「輪奐ノ美」が維持されてきたこと、廃藩

後、適切な保存措置が施されなかったがゆえに、損傷が激しくなり、ついには塔の倒壊すらも危ぶまれる状況に追い込まれてしまい、修理が焦眉の急となっていること、そして修理を実現するためには、官民双方からの資金的な支援が必要であることが述べられている。

事業の発起人となった平川要は、『阿東町誌』（一九七〇年）や『阿東町史余話』（一九七一年）によると、天保九年（一八三八）、大津郡三隅上村（現、長門市）の山本家に生まれ、萩藩寄組益田家の家臣平川家の嗣子となり、中山忠光・沢宜嘉の生雲潜伏に手を貸した人物として知られる。その平川が、何故、瑠璃光寺五重塔の保存修理に傾注したのかを文献資料から解明するには至らなかったが、史料1の寄付金募集趣意書が公にされた直後の明治十五年三月に平川は県会議員に選出されている。しかし、明治十八年一月に死去したとされる。

志半ばでこの世を去った平川であったが、そのバトンを引き継ぐかたちで継続された「明治修理」の再始動に向けた公告を次に掲げておく。

【史料2】

▼『国宝瑠璃光寺五重塔（維持保存編）』（瑠璃光寺、1988年）

再告

夫レ平川要ナル者ハ五重宝塔ノ頗ル傾頽スルヲ患レイ百方尽力シ、以テ修繕ニ着手スルモ其功終ラサルニ黄泉ノ客トナル、嗚呼、生死可憐雲ノ變更茲ニ於テ我輩深ク感スル処アリ、其志ヲ継キ、再ヒ有志諸君ニ告テ是ヲ成就セン事ヲ要ス、伏願クハ諸君乞フ之ヲ思工、祈祷祈祷

明治十九年八月

瑠璃光寺檀徒総代

小田真一

藏成虎之介

小川太左工門

同外護

小川藤右工門

岡政秀

同寺住職

末村玄雄

平川要が寄付金募集にあたって強調したのは、瑠璃光寺五重塔は「山口にとって美しく末永く維持されるべき存在である」との認識である。であるからこそ、建物の

腐朽の状況に鑑み、一刻も早い手当を要する、そのために資金調達が必要であるとする論法である。

二 藩政期の瑠璃光寺五重塔保護

藩政期の毛利家による五重塔修理のあらましについてまとめたものが次頁の表1である。複数の史料に、それぞれの時点での修理概要が記録されている。それらは漢文基調の格調高い文章であり、おそらく、ある時点で何らかの意図をもって調えられたものと推測される。そして、そこには一貫して、毛利家による支援をことさら強調するトーンが貫かれている。それぞれの修理関係者についての情報を得ることができる。

毛利家の発意によるこれらの修理のうち、万治四年（一六六一）の修理は、屋根葺き替えに加えて、相輪（五重塔の屋根から突き出た金属製の部分の総称）の casting 新調をもともなった大規模なものであった。

当時、五重塔創建は、応永十一年（一四〇四）と伝えられていた（現在は、大正の解体修理で見えられた斗拱に残された墨書を根拠に、嘉吉二年（一四四二）創建と

される）。毛利網広による修理が実施された万治四年は、五重塔創建からおおよそ二〇〇〜二五〇年の後にあたる。五重塔の直近の解体をとまなう根本修理は、万治の大修理からほぼ二五〇年後にあたる大正四年（一九一五）から翌年にかけて実施されている。貞享・享保・寛延の修理が、基本的には屋根修理（葺き替えと下地修理）が主体であったと思われるのに対して、木造建築の修理サイクルを念頭に置くなれば、万治年間の修理は、解体をとまなう根本修理と判断できるのではないだろうか。

三 修理にとまなう経費の動き

瑠璃光寺五重塔明治修理の、より具体的な記録が次に掲げる一連の史料である（史料3②③④の情報を再整理したもの（表2））。

修理事業完結後の明治二十年（一八八七）三月、瑠璃光寺住職から、吉敷郡長・知事経由で内務省社寺局長に宛てて提出された補助金申請の記録である。あわせて、事業精算書（修理費用には、下賜金と寄付金が充てられた）や修理箇所を示す図面が提出されたことがわかる。

表1 《 瑞瑞光寺五重塔修理歴 》

① 藩政期

関係記録					修理期間	概略	修理関係者	備考
A	B	C	D	E				
あ	■	■	■	■	万治4年 (1661)	毛利綱広 (2代藩主) ●大工棟梁古屋七左衛門尉●繪師喜棟梁河井忠成	相輪(九輪) 鎮督 大修理	
い	■	■	■	■	貞享2年 (1685)	毛利吉就 (3代藩主) ●關国当路大田毛利市正就道●山口都総管尊列大工工門尉繼之●修造幹事林平左工門尉	繪皮葺替	
う	■	■	■	■	享保2年 (1717)	毛利吉元 (5代藩主) ●大工棟梁高屋佐左衛門●繪皮棟梁高山忠兵衛	繪皮葺替	
え	■	■	■	■	寛延2年 (1749)	毛利宗広 (6代藩主) ●当執權龜田河内左方●山口御官郡御七兵衛副官●修造奉行小池久右衛門・波多野官兵衛	繪皮葺替	
お	■	■	■	■	安永6年 (1777)	毛利重就 (7代藩主) ●防長執權龜田通中就祥●山口県令堀安左工門直監●作事奉行井關源左工門	繪皮葺替	
か					寛政8年(1796)		繪皮葺替	
き					文化7年(1810)		繪皮葺替	
く					文政12年(1829)		繪皮葺替	
け					安政6年(1859)		濡から員金援助	

- A) 「香積寺五重塔記」(近藤清久文庫271) (明治15年か) ・ ・ ・ ・ ・ 平川製による寄付要請(史料1)に関連した記録と取られる。
- B) 「山口藩瑞光寺五重塔由來記」(小田保正、大正14年) 国史館会館蔵デジタルコレクション
- C) 「寺院事務」(第一部第三課戸籍出、明治20年) (県庁戦前B 1006)
- D) 「香何録」(毛利家用達所、明治19年) 毛利家文庫・九詰巻573 (62-13) ・ ・ ・ ・ ・ 修理え、お)に關しては一部の修理関係者のみ記載
- E) 「防長寺社譚文」(山口県文書館、昭和46年)
- F) 「国玉瑞瑞光寺五重塔(維持保存編)」(瑞瑞光寺、昭和63年)

② 近代

こ				■	明治15年(1882)		●發起人平川要●重慶請負人佐々木義三	雷木葺替(ほか)(上部三層)
さ				■	明治19年(1886)		●役請負人佐々木建三郎●大工請負人安永一郎	雷木葺替(ほか)(下部三層)
し				■	明治41年(1908)		●工事請負人斎藤孝太郎	明治36年・明治40年・暴風雨被害 応急修理 (明治引鉄板設置)
す				■	大正4年(1915)		●助野員(東京帝国大学教授・工学士・内務省古社寺保存計画調査員)指導 ●監督：塚本國尚(古建築修繕技師)●飛越技師：吉森敏重・佐藤乃治	大正5年(3月)暴風雨被害(屋根損壊) 解体修理(大正15年9月落成式)

●修理こ・修理さ)修理詳細は本稿で紹介。 ●修理し)「寺院」明治41年(県庁戦前B 959)

●修理す)「100年前の古建築修理」(『山口県史』より)第1号(平成26年)ノ「寺院仏堂」大正3年(県庁戦前B 967)

古建築に注がれた目録 (続三)

【史料3】

▼「寺院事務」へ県庁戦前B1006 件名26「瑠璃光寺」

〔明治20年3月22日 第一部第三課戸籍掛属村井清一起案〕

瑠璃光寺五重塔保存方法書

吉敷郡上宇野令村瑠璃光寺 住職末村玄雄

右ハ、曩ニ五重塔永続保存方ニ付、下賜金ノ義出願候ニ付、主務省へ進達相成候内、是迄寄付金遺払結算書等入用ノ義申来候処、別紙差出候ニ付、左案ヲ以テ更ニ進達可相成乎相伺候也

案

本月一日附ヲ以テ、管下吉敷郡上宇野令村曹洞宗瑠璃光寺五重宝塔保存費補助金ノ義出願候ニ付、御詮議相成候様及上申置候分、永続保存方其方法及先般修繕致候結算書等、別紙差出候ニ付、及御送致候条、宜御取計相成候様致度及御依頼候也

年 月 日

知事

社寺局長殿

〔紙面末尾に記された電文文面（原知事（在京）↓頓野書記官）（朱書）

瑠璃光寺塔ノ下賜金及ヒ寄付金ヲ以テ修繕シタル精算書并ニ修繕ケ所ノ図面、一両日内ニ必ズ社寺局へ向ケ出ダスベシ

①「山口県周防国吉敷郡上宇野令村保寧山瑠璃光寺古塔之図」

《次頁図1》

②添付資料（「明治修理」関連寄付金精算書）

五重塔修繕ニ付寄付結算書

一、金五拾円

明治十五年内務省御下賜金

一、金三百七拾円四拾銭

右ハ明治十五年ヨリ同十六年迄、公衆ヨリ寄付金

以上、金四百二拾円四拾銭

右ハ塔修繕免起人平川要請払、尤上部三重二当ル

一、金二百拾六円七拾三銭

右明治十八年一月ヨリ同二十年一月迄、公衆ヨリ寄付ノ分

一、金三拾円二拾八銭五厘

右ハ明治廿年一月迄ニ不足ヲ生シ、之ヲ住職及ヒ檀家惣代ヨリ、之ヲ繰換

以上二百四拾七円七銭五厘

是ハ下部二重へ之ヲ払フ

総計、金六百六拾七円四拾七銭八厘 請金高

右精算相違無之候也

明治廿年参月

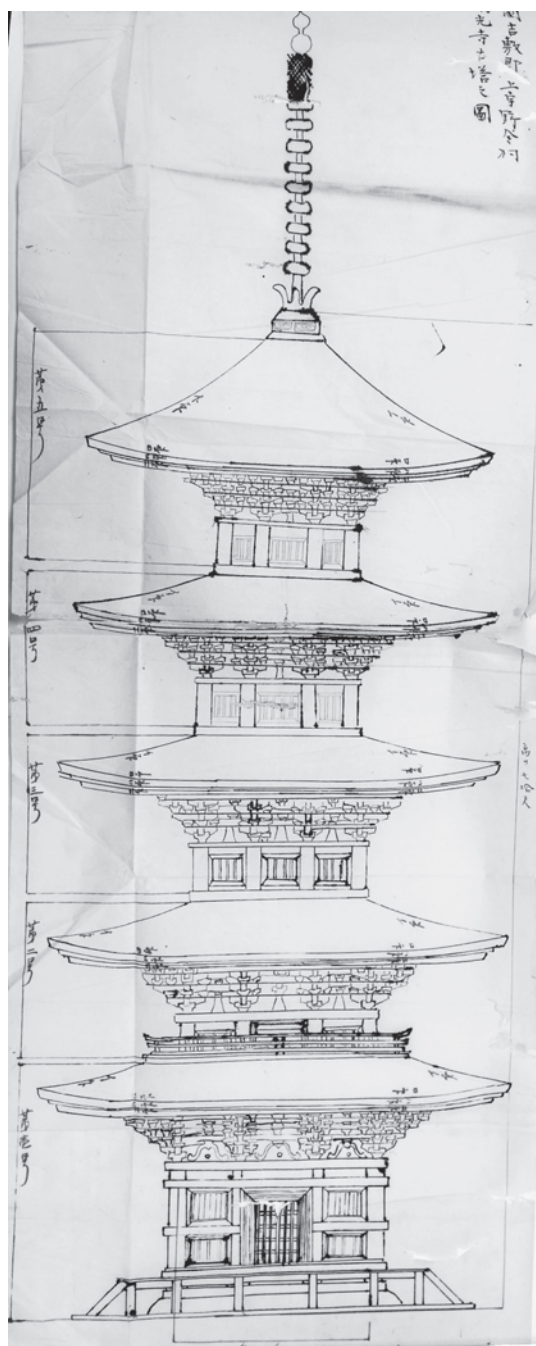
瑠璃光寺住職

五重塔修繕費出納掛

末村玄雄 印

小川藤太 印

図 1 瑠璃光寺五重塔明治修理図面



古建築に注がれた目線（浅川）

③ 添付資料（「明治修理」の清算書）

五重塔修繕費清算書

一、金四百拾九円二拾錢三厘

右ハ明治十五年十二月、曾木屋根受負人佐々木嘉三へ

尤修繕発起人平川要ヨリ払之、尤上部三重二当ル

一、金二百九円九拾五錢五厘

右明治十九年三月ヨリ同廿年一月迄、下部二重受負人佐々木

延三郎へ払之

一、金三拾八円二拾六錢

右ハ明治十九年ヨリ同廿年一月迄、床板縁板唐戸其外取繕費、

受負ノ大工安永助一へ払

總計、金六百六拾七円四拾壹錢八厘 払金高

右、明治十五年上部三重、明治十九年下部二重、兩度五重塔

修繕費請払金錢、聊相違無之候也

明治廿年三月

瑠璃光寺住職

末村玄雄[㊤]

五重塔修繕費出納掛

小川藤太[㊦]

④ 添付資料（③の修繕費明細）

五重塔修繕費明細書括り

一、金百円拾九錢七厘

是ハ別紙絵図第一号区域、明治十九年中修繕シタル該費

金額也

一、金九拾七円八拾三錢八厘

是ハ同上第二号区域、同上

一、金三拾八円二拾六錢

是ハ右ノ両区域中大工二属スル金額也

一、金拾一円九拾貳錢

是ハ右ノ両区域修繕ニ付道掛費金額也

一、金百壹円貳拾錢九厘

是ハ別紙絵図第三号区域、明治拾五年中修繕シタル該費

金額也

一、金八拾貳円拾九錢壹厘

是ハ同上第四号区域、同上

一、金百四拾八円三拾八錢三厘

是ハ同上第五号区域、同上

一、金八拾七円四拾貳錢

是ハ同上第三号第四号第五号区域修繕ニ付、道掛費金額

也

合計六百六拾七円四拾一錢八厘

此明細書左ノ如シ

「五重塔下部二重屋根修繕費明細」「五重塔曾木屋根修繕

古形之通仕調費明細（明治15年実施分）」・・・略

修理事業が、資金面でどのように編制されていたのか

（寄付に応じた人名は表3参照）、そして支出に関する

○表2 A. 瑠璃光寺五重塔 明治修理に関する収支

■収入	
●明治15年（上部三層分の修理）	
50.000	内務省下賜（明治15年11月2日）
370.400	寄附ほか（明治15年－16年）▼内訳（表3参照）
420.400	合計a
●明治19年（下部二層分の修理）	
216.730	寄附（明治18年－20年）▼内訳（表3参照）
30.285	不足分（住職・檀家惣代立て替え）
247.015	合計b
明治修理収入総計（合計a＋合計b）	
667.415	

■支出	
●支払先別	
419.203	上部三層分／曾木屋根受負人佐々木嘉三に支払い
209.955	下部二層分／受負人佐々木延三郎に支払い
38.260	床板・縁板・唐戸ほか／大工安永助等に支払い
667.418	明治修理支出総計
●内容別	
100.197	絵図1号／一層／明治19年
97.838	絵図2号／二層／明治19年
38.260	一層二層塔内大工／明治19年
11.920	一層二層道掛／明治19年
101.209	絵図3号／三層／明治15年
82.191	絵図4号／四層／明治15年
148.383	絵図5号／五層／明治15年
87.420	三層四層五層道掛／明治15年
667.418	明治修理支出総計
明治15年分支出（419.203）	
明治19年分支出（248.215）	

○表2 B. 瑠璃光寺五重塔 保存資金

300.000	明治19年7月30日 毛利氏寄付金（五重塔永続資金）
100.000	明治20年5月 内務省下付（瑠璃光寺五重塔保存資金）
●表2 A・・・「寺院事務」（史料3②③④）より作成。	
●表2 B・・・「奉伺録」（史料5⑥）、「寺院事務」（県庁戦前B1006）より作成。	
単位は円（小数第一位と第二位が銭、小数第三位が厘）、数値は原史料のまま	

○表3. 瑠璃光寺五重塔明治修理の寄付関係者

■明治15年－16年の寄付 総計374.400	
25.000	協同会社
20.000	平川要（阿武郡・県会議員）
10.000	原保太郎（山口県令）、吉富簡一（吉敷郡・県会議長）、道源岩太郎（都濃郡）、福田半備（漢学者）
5.000	山本七右衛門（大津郡・大庄屋・捕鯨業）、品川弥二郎
4.382	兼村伊兵衛（仁保上郷世話人）
3.000	落合清三（萩・内閣書記官・元師範学校校長）、進十六（美祢郡・県大書記官）、雑賀敬二（豊浦郡・県会議員・県会議長）、 曾我孝顕（明治末年・瑠璃光寺住職）、土井寛禪（明治末年、生雲中村瑞雲寺住職）
2.500	林賢一（佐波郡・県会議員）、都濃郡惣親会
2.000	古谷新作（佐波郡・県会議員）、磯部孝一（大津郡・県会議員）、矢田部正雄（興寧寮本部長）、矢野清介
1.500	光田和介（県属）
1.000	秋元武介・栗屋武次・星出市郎（大島郡・県会議員）、林九良、渡辺新（熊毛郡・県会議員）、 磯部十蔵・福田文之進（都濃郡・県会議員）、宇多田建治（佐波郡・県会議員）、 本間延介・国吉拓郎（吉敷郡・県会議員）、本間源三郎（吉敷郡・県会議員、のち県副議長）、 国吉明信・小林勘兵衛・長谷川為伸（厚狭郡・県会議員）、富岡清軌・和田理介（豊浦郡・県会議員）、 中村信（美祢郡・県会議員）、瀬川彦惣（大津郡・県会議員）、野田祐一・原幾治（阿武郡・県会議員）、正木基介（県属）、 阪本協（県属）、大原貞（県属）、渡辺晋吾（県属、元都濃郡長、のち山口町長）、長屋又輔（萩・県属、元師範学校校長）、 熊谷良三（県属）、田中清吉（県属）、桂秋一（豊前）、瀬口治三（阿武郡・庄屋）、近藤清三（郷土史家）、 秋良良臣（玖珂郡・防長塩田会社社長）、藤村六郎（旅館藤六楼）、道源佐吉、福田政四郎
■明治19年の寄付 総計216.730	
田原愿一、天野雅（鴻城新聞副刊）、芳松清三、阿部太兵衛、正親谷谷、田原武助、佐藤政一（明治末年、瑠璃光寺惣代）、 今井松太郎、海井常蔵、三輪伊兵衛（山口町鴻城小学校創立関係者）、山泉政亮、福田虎吉、藤村東右衛門、山本徳二郎、山本与吉、 井原賢道（のち吉敷郡仁保村法雲院住職）、末村玄雄（瑠璃光寺住職）、岡政秀・小川藤右衛門（檀家惣代）	
以下、寄付金不足補填関係者か〔石田治兵衛・若林源吉・後藤徳之介・白上豊之進・山根六一・舛谷金蔵〕	

- 瑠璃光寺発行「国主瑠璃光寺五重塔（維持保存編）」（昭和63年）により作成。総括表は「表2」。
- 人名の後ろの（ ）には県会議事録・人名辞典等で確認できた場合のみ、出身地等を記入した。
- 明治19年の寄付は、一口10円と思われる。瑠璃光寺関係者（住職・惣代）も不足分の補填に関係したとされる。
- 金額は原史料のまま。単位は円（小数第一位と第二位が銭、小数第三位が厘）。

記録から、明治十五年に五重塔上部三層の修理（屋根修理（野地板や垂木の新調と屋根葺き替え））が行われたこと、明治十九年に下部二層の修理（屋根修理と屋根葺き替え、最下層の縁板や唐戸の修理）が行われたこと、そして、それぞれの工事受負人も判明する。

さらに、史料3④の内訳については、修理箇所を示す図面（図1）に対応するかたちで「五重塔下部二重屋根修繕費明細」が添付されている（末尾には「五重塔曾木屋根修繕古形之通仕調費明細」として明治十五年修理の詳細がまとめられている）。費用の明細、修理部位、取り替え部材とその材質、大工人役、釘の種類まで細かく記されている。

四 「檜皮葺き」から「曾木葺き」へ

瑠璃光寺五重塔明治修理で最も注目すべきは、その屋根修理である。

表1で示したように、藩政期の修理関係史料にはいずれも「檜皮葺棟梁」の名前が記録されており、五重塔の屋根が檜皮葺きであったことがわかる。

ところが、「明治修理」に係る史料3には「檜皮」の文字はみあたらない。史料3③によれば、「曾木屋根受負人佐々木嘉三」に必要経費が支払われている。そして、史料3④に添付された明細は「曾木屋根修繕古形之通仕調費明細」とされている。波線部「古形之通仕調」を、屋根修繕については、「旧来の形状を意識した上で」曾木葺きに変更したと読み解くとすれば、明治十五年（一八八二）に実施された五重塔上部三層の屋根修理では曾木葺き（＝こけら葺き）が採用されたと判断できる。一方で、下部二層分の屋根工事の内訳を示す史料に「曾木葺き」の文字はみあたらない。しかし、上部屋根工事で曾木葺きが採用されたのであれば、下部二層分も同様に曾木葺きに葺き替えられたと理解することは不自然ではない。

「明治修理」により屋根が曾木葺きに変更されていたことを裏付けるのが、次に掲げる明治三十六年の記録である。

〔史料4〕

▼「寺院」〈県庁戦前B953〉 件名64「特別保護建造物ノ件」

①〔10月26日内務部第一課庶務掛属広永嘉一起案〕

〔明治36年10月30日付「一乾第246号」〕

瑠璃光寺五重塔破損ノ件

左ノ通御報告可相成哉

案

特別保護建造物破損ノ件

一、瑠璃光寺塔婆 山口県吉敷郡上宇野令村

右臨検候処、左ノ通破損シ捨置難キモノト相認メ候、此段及報告候也

年月日

知事

内務大臣当

一、屋根全部粉葺破損
一、軒口ヨリ三尺通屋根裏朽腐

②〔「五重塔二関スル取調ノ件」添付の山口県知事渡辺融から内務

省宗教局長斯波淳六郎宛て破損状況取調書〕

〔明治36年11月20日付「一乾第46号」〕

一、災害ノ為メ臨時破損シタルモノニアラスシテ、明治十四年中、屋根修繕ヲナシ候後、手当ヲ加ヘタルコトナキニヨリ、自然ニ腐朽シタルナリ

一、屋根粉葺腐朽、点々欠損シ、雨漏ノ為メ裏板腐蝕漸次垂

木ニ及ヘリ、五重共殆ント同様ナルモ、就中三重四重殊ニ甚シ、尤モ屋根裏ハ、二重垂木出參尺通破損甚シ、故ニ修繕ノ際ハ粉葺全部茅負裏甲二重垂木裏板ノ四分ノ一位取換ヲ要スヘキモノト認ム

一、応急手当ハ加ヘアラス、応急手当ト雖モ少額ノ費金ヲ以テ為シ難キニ付何分御指揮ヲ待ツ

一、監守者ニ於テ修繕ノ方法ヲ講シツ、アルモ、本寺ノ維持スラ困難ノ情況ニ付、保存金ノ下付ヲ出願セシムルノ外ナシト認ム

一、元来檜皮葺ナルヲ修理ノ際粉葺ニ換ヘタルモノナリ、現ニ破損箇所ニ檜皮葺残り居レリ

史料4①は内務大臣に宛てた山口県からの破損状況の第一報である。

明治三十六年五月、山口県は二度にわたって豪雨被害に遭遇している（『山口県文化史年表』一九六八年発行・一九九一年改訂）。

瑠璃光寺五重塔は、明治三十六年四月十五日付で特別保護建造物に指定されていた。ゆえに、修理経費について内務省による補助を念頭に置いた被災報告である。

そこには、五重塔の屋根は「粉葺（そぎ 曾木葺）」と明

記されている。各層とも全面にわたって屋根が破損していること、屋根下地にまで腐朽損傷が及んでいることが記されている。

この報告を受けて、内務省からは、社寺建築の専門技師による破損状況の詳細調査実施が求められた。その調査報告書とおもわれるのが史料4②である。この詳細調査において、破損原因の究明、応急処置の指導に誰が携わったのかは史料からは特定できない。

当時、内務省からの要求に応えうる古建築修復に関する技師をもった専門技師を抱えていたのは、京都府・奈良県・滋賀県など、ごく限られた府県であった。山口県庁で建築営繕等の職掌を担っていたのは「内務部第二課土木係」であり、複数の技師・技手が在籍していたが、彼らの履歴や職歴から、この専門技師に相当する技術者を見出すことはできない。

当時の古建築修復の専門家としては、東京帝国大学教授・建築史家・内務省宗教局古社寺保存計画嘱託であった関野貞、そして、その関野の薫陶を受けて全国の古建築修理現場で工事監督を務めていた塚本松治郎（慶尚）らが知られている。

明治三十年代から大正前半期にかけて、関野は全国で古建築の修復プランナーとして指導的立場にあった。塚本は内務省の嘱託員として、府県から修復監督に任命されて現場の指揮をとっていた。山口県下でも、住吉神社本殿・瑠璃光寺五重塔・永福寺観音堂（旧国宝、下関市、昭和二十年七月二日戦災により焼失）の修復事業に関与していた。これらの現場には、修復の実務を監理する大工棟梁として、吉森敏重・佐藤竹治が常駐していた。

修理事業の着手に至るまでには、破損状況の精査に基づいた修理設計の策定、技術者の配置、補助金の配分などの調整が必要であったことから、事業への本格着手前には、古建築に通じた修復技術者による現地調査（「目利き」）が必須であった。

明治三十年代後半から大正初期にかけての新聞報道によると、先に紹介した住吉神社本殿・瑠璃光寺五重塔・永福寺観音堂のほかにも、関ヶ原坊多宝塔（都濃郡末武上村、現・下松市）・石城神社（熊毛郡塩田村、現・光市）・今八幡宮（山口町、現・山口市）などの特別保護建造物について、塚本慶尚による破損状況の精査が行われていたことを確認できる。五重塔に関しては、大正の

根本修理で、塚本慶尚が山口県から修復工事監督に任命されている。史料上特定できたわけではないが、明治三十六年の専門家による瑠璃光寺五重塔の破損状況調査についても、塚本慶尚が関与していた可能性は高いものと考ええる（塚本の履歴（「故塚本慶尚位記追賜ノ件」国立公文書館デジタルアーカイブ）によると、明治三十六年当時は、奈良県嘱託の古社寺建造物修理技手であった）。

その報告によれば、㊸今回の破損は、明治十四年の屋根修繕（本稿でとりあげた「明治修理」を指す）以後、修繕を施していないがゆえの経年劣化であること、㊹元来、檜皮葺きであったものが修理に際して粉葺きに変更されていること、㊺屋根破損箇所には檜皮が残っていること、㊻修繕には、補助金による資金的な支援が必要であること、が述べられている。

このときの破損は、明治四十一年に実施された応急修理（破損部分の被覆にはトタン鉄板が用いられた）を間に挟んで、大正四年（一九一五）の全解体による根本修理へとつながっていくのであるが、明治三十六年の破損状況調査報告書からも、明治の一時期、五重塔が曾木葺きであったことは間違いないことのようにある。

しかし、当時公刊された『古社寺保存法註解・同保存出願手続 古社寺保存便覧』（元内務省宗教局属山崎有信著述、明治36年刊行）に記載された「特別保護建造物一覽」には、瑠璃光寺五重塔について「屋根檜皮葺」との但書が付されている。

曾木葺き（粉葺き）だったのか檜皮葺きだったのか。その確定には、今後の修理で実施されるであろう痕跡調査等の結果を待つほかない。



■ 大正修理前の瑠璃光寺五重塔（推定）

下松市内藤家文書・和漢141-10「えはがき」

五 「明治修理」と旧藩主毛利家

次に掲げるのは、瑠璃光寺五重塔明治修理と毛利家のかわりを示す明治十九年（一八八六）の記録である。

【史料5】

▼「奉伺録」〈毛利家用達所〉（毛利家文庫・九諸巻573（62-13））
①「毛利家への資金要請嘆願書」（明治19年3月提出と推定）

五重塔永統資本御補助之件ニ付願

当寺境内ニ有之五重宝塔之義ハ、応永六己卯年之建設ニシテ、既ニ四百八拾三年之久シキヲ保チ、当地方無比ノ奇觀タルハ今更陳述不仕トモ普ク世人ノ熟知スル所、況ヤ旧藩御政治ノ時ニ有テハ、破損ノ都度、御手厚ク屢々御修理ヲ被加ヘ、為ニ今日ニ至ル迄、保持相成来候ハ、偏ニ君上之御恩沢ヲ奉忍察候、然ル処、明治初年以降、追々破損ノ箇処出来、頗ル敗類之極度ニ立至リ候ニ付、地方有志之者共同心協力、以テ改葺仕、旧恩万一二モ奉酬度キ念慮ニテ、広ク衆庶之寄付ヲ求メ、尚其筋へ上願仕候処、特別ノ御詮議ヲ以テ、内務省及ヒ本県庁ヨリ各金五拾円ヲ下シ賜リ候ニ付、漸ク上部三重ノ改葺ヲ終ヘ、続テ下部二重ヲモ着手仕度候得共、如何セン工費支フル道ナク、無余

儀一旦工事中止罷在候次第、然ルニ宝塔之敗類ハ一日ヨリ甚敷、真ニ片時モ黙視難ク候ニ付、亦候有志相謀リ、當時下部二重改葺着手計画中ニ有之、猶後來該塔保持ノ法方ヲモ相立度、旁以百方微力ヲ尽シ候得共、時節柄、彼是到底充分ノ結果ヲ得候場合ニ至リ難ク候間、不得止此度其筋へ保存永統資本老千五百円ノ内へ幾分力御補助再願仕候次第、誠ニ困難罷在候義ニ付、希クハ出格ノ御詮議ヲ被為遂資金ノ内被為対御補助被仰付度、然ルトキハ県下有志ノ者共一層感喜ノ余リ益々奮励、遂ニ改葺工事モ相調ヒ、万代不朽之基ヲ相立候義ニ付、何卒特別ノ御垂憫ヲ以テ願意御間届被成降度、謹テ此段連署ヲ以テ奉歎願候也

瑠璃光寺住職 末村玄雄[㊤]

檀家惣代 小田平右衛門[㊤]

小川太左衛門[㊤]

藏成虎之助[㊤]

毛利家令 柏村信殿

追テ旧来修繕ニ関スル書類御参考ノ為メ相副ヘ差出候也

（以下、後筆朱書）

本書（修繕費之義ハ採用難相成）永統資本金之内へ金三百円御寄付相成候事

但、右金之義ハ山口毛利家用達所へ預リ置、利陪増殖之方法ヲ設ケ置、入用之都度其理由申出候ハ、詮義之上可相渡候事

明治十九年七月三十日 四 (家令之印)

② (毛利家への嘆願書 (明治19年5月提出))

(檀家惣代名による、修繕と将来保存に向けた資金援助要請)

瑠璃光寺五重宝塔修繕及保存之義ニ付請願書

瑠璃光寺檀家惣代某等、頓首シテ書ヲ毛利家家令柏村信君ノ足下ニ奉ス、伏テ惟ルニ、天下ノ奇觀、一觀シテ神ヲ驚シ、再觀シテ塊ヲ喪スルモノ、山ニ富士アリ、川ニ刀根アリ、湖ニ琵琶アリ、溪ニ耶馬アリ、然リ而テ、奥ノ松嶋、丹ノ橋立、藝ノ嚴洲、紀ノ和歌等ノ如キ、風光明媚ヲ以テ名ヲ乾坤ニ轟スモノ、神斤鬼斧、一トシテ黃絹幼婦ナラサルハナシ、三觀シテ神詞仙堂ニ及ヒ、愈驚神喪魂ノ種ヲ増ス何ソヤ、夫レ日光ノ廟、出雲ノ祀、海内推シテ無雙トナス美ハ則チ義矣、而シテ猶伊勢ノ祖廟アリ、高野ノ臺、東福ノ寺大ハ則チ大矣、而シテ猶本願寺アリ、然リト雖モ、之ヲ宏壯ト云ハ則チ可矣、之ヲ奇觀ト云フハ則チ未シ、蓋シ奇觀ナルモノハ世人ガ未タ曾テ夢想セザルモノヲ按出シ、之ヲ萬世ニ伝ヘ、後人ヲシテ、一觀シテ神ヲ驚シ再觀シテ魂ヲ喪シ三觀シテ妙ト呼バシメ、以テ中心ニ感覺ヲ与ヘ併セテ知識ヲ長進セシムルノ功アル者ヲ云フナリ、苟モ然ラズンバ焉ンゾ之ヲ萬世ニ伝フルニ足ランヤ、某等之ヲ古老ニ聞ク、五重ノ宝塔ハ天下ノ奇觀ナリ、結構宏壯、彫刻細緻、伝ヘテ以テ萬世ヲ光耀クスルニ足ルト、又之ヲ欧州留學士ニ聞ク、和蘭ノアムステルダム府ニ一箇ノ石浮図アリ、高サ數級、欧州人ノ恒ニ誇ル所ナリト、今ヤ我朝、処トシテ大厦高楼ノアラザルナ

シ、而シテ伝フヘク誇ルベキ五重ノ宝塔ニ至リテハ、三府及京都ヲ除非セバ僅ニ藝尾等ノ二三洲ニ散見スルノミ、我山口県ハ幸ニシテ大内氏ノ遺物タル五重ノ宝塔アリ、又以テ伝ヘテ萬世ヲ光耀シ併セテ天下ニ誇ルニ足ル、我県民ノ幸福何ヲ以テカ之ニ加シ首ヲ回シテ勸建ノ始ヲ追思スルニ、応永十一年、大内六郎盛見氏ガ、其兄義弘氏ノ戦死ヲ聞キ、哀悼ノ情已ム能ハス、遂ニ其冥福ヲ資助セシメ、香積寺ノ境内ニ於テ一大土木ヲ起シ、漸ニシテ輪奐タル五重ノ宝塔ヲ湧出ス、今ヲ距ルコト実ニ四百八十三年、當時結構ノ宏壯ナル彫刻ノ細緻ナル、宇内ヲ睥睨シテ肩ヲ荒陵ノ五重塔ニ比セシモ桑滄ノ變ハ物皆免ルル能ハス、加ルニ大内氏ノ滅亡ニ際ス、是ヲ以テ輪奐タル宝塔漸ク敗頽ニ属セントス、弘治二年、毛利元就公移リテ本地ヲ治メラルルニ際ス、既ニシテ宝塔敗頽シテ殆ント支フベカラサルニ至ル、當時ノ藩主毛利公頗ル之ヲ患ヘ、貞享二年命シテ修葺セシム、是ニ於テ乎輪奐ノ美旧觀ニ復スコト得タリ、元禄元年毛利公命シテ香積寺ヲ萩ニ移シ、仁保村瑠璃光寺ヲ引シテ香積寺ノ旧跡ニ建ツ、此時五重ノ宝塔ヲ以テ瑠璃光寺ニ属ス、是ヨリ先キ万治四年毛利公命シテ九輪ヲ改鑄セシメ、降テ享保二年更ニ命シテ重修シ、次デ寛延二年・安政六年等ニモ之ヲ葺治シ、事後敗頽スル毎ニ毛利公命シテ修理セシム、是ヲ以テ四百八十三年ノ今日ニ至リ、辛フシテ彼黍離ソノ嘆ヲ免レシハ、一二旧藩主毛利公ガ慈心以テ之ヲ保護セラルルノ厚ニ繇ル、然ルニ戊辰革命以來、政略一變シテ萬機親裁ニ決スルニ方リ、遂ニ藩藩置県ノ詔アリ、既ニシテ毛利公邸ヲ東京ニ移サル故ニ、宝塔ノ如キハ復豪族ノ命シテ修理ヲナスモノナク、為メニ敗頽殆ン

ト救フベカラサルニ至ラントス、時二一ノ有志者アリ、宝塔ノ敗類スルヲ患ヘ之ヲ修理シ、更ニ永統ノ資本金ヲ募集シ、之ヲ萬世ニ伝ヘント欲シ、広告書ヲ印刷シ、各郡長ニ依リテ之ヲ防長ニ州ニ頒布シ、官吏及ヒ人民ヨリ若干ノ寄付ヲ得タリ、因テ進ンテ修繕費下賜ノ義ヲ出願セシニ、官速ニ之ヲ允許シ、内務省及本県庁ヨリ各金五十円ヲ下賜セリラレタリ、是ニ於テ漸ク修繕ニ着手スルコトヲ得、僅ニ上部三重ノ改葺クヲナスコトヲ得タリ、特ニ恨ム修繕費ノ足ラザルヲ、為ニ下部ニ重改葺ノ如キハ、當時之ヲ慮ルニ遑アラズ、唯有志者ノ寄付ヲ俟ニアルノミ、然ルニ財政困難ノ余波延ヒテ世上ニ及ボシ、金融逼迫ノ嘆聲ト共ニ寄付者ノ減少スルヲ以テ復之ヲ奈何トモナス能ハザルニ至ル、適明治十七年有志者鬼籍ニ上ル、是ヲ以テ修葺ノ業將ニ中止セントス、某等深ク茲ニ慨スル所アリ、以為ラク、天下ノ奇觀ヲ保存スルハ清生世ニ酬ユルノ義挙ナリト、因テ先有志者ノ意志ヲ紹キ、前年修殘ノ部ヲ改葺シ、更ニ永統遺資本金千五百円ヲ募集セント欲シ、瑠璃光寺住職末村玄雄ト謀リ、連署シテ永統資本金補助ノ義ヲ官へ出願セシ、以テ不日何分ノ指令アルベシト信ス、然リト雖モ修殘ヲ完了スルハ今日ノ急務タリ、若捨テ顧スンハ、僅少ノ資本金アルモ亦何ノ益スル所アラナヤ、是ヲ以テ、第一着ニ前年ノ修殘ヲ完了シシテ後永統資本金ヲ募集セサルベカラス、是ニ於テ某等身ヲ丁シ擲チテ自ラ艱難ニ當リ拮据シテ募集金ニ従事セルモ、金融逼迫ノ今日ニ於テ到底閣手スルノ外更ニ良策ナキヲ奈セント、伏テ惟ルニ足下英明ノ資ヲ以テ毛利公ノ家政ヲ總理セラル、詩二日ハズヤ、蔽帝甘棠、勿翦勿敗召伯所憩ト足下ニシテ苟モ旧藩主歴代諸公力宝塔ヲ保

護シテ修葺セラルルノ厚キヲ追懷シ玉ハハ、東歸ノ日、願クハ毛利公閣下ニ上申シテ、宝塔修繕費ノ内ハ金二百円ヲ下賜シテ修殘ヲ完了スルコトヲ得セシメ玉ハハントコトヲ、是レ某等ガ惘願シテ止マサル所ナリ、然リ而シテ、隨ヲ得テ蜀ヲ望ムハ天下人ノ一般之ヲ卑劣視スル所ナリト雖モ、奈セン某等ノ中心、既ニ慷慨痛恨ニ耐ヘサル者アルヲ、今ヤ之ヲ摘録シテ憐ヲ足下ニ乞ハントス、蓋シ此塔ノ如キハ大内氏遺物ノ内ニ於テハ推テ第一トナスモノ、殊ニ結構ノ宏壯ナルコトハ防長兩州ニアリテ実ニ第一タリ、今日ニシテ保存ノ策ヲ講セズンハ儼然タル天下ノ一奇觀早晚化シテ雉兔ノ巢窟トナルモ亦未タ知ルヘカラズ、某等想フテ茲ニ至レハ、未タ曾テ聲淚共ニ下ラスンバアラズ、是ヲ以テ之ヲ永統資本金ノ募集ニ熱心シテ百方尽力シ來タリシモ、只金融逼迫ノ嘆聲ヲ聞クノミ、未タ有志者ノ米錢ヲ投シテ以テ某等ノ微志ヲ補助スルモノハアラス、昔ハ唐ノ高祖嘗テ侍臣ニ問フテ云ク、創業ト守成ト熟レカ難キト、房玄齡答フルニ創業ノ難キヲ以テシ、魏徵答フルニ守成ノ難ヲ以テス、高祖即チ之ニ謂テ云ク、房玄齡ハ與吾共ニ取ル天下ヲ出デテ百死ヲ得一生ヲ、故ニ知ル創業之難ヲ、魏徵ハ與吾共ニ安ス天下ヲ常ニ恐ル、驕奢ノ生於テ富貴ニ禍乱ノ生スルコトヲ於所忽ニ、故ニ知ル守成之難ヲ、然創業之難ハ往々矣守成難ハ方ニ與諸公ト慎ニ之ヲ釈迦文仏モ亦云フ、相統スルコトハ也太ダ難シト、某等宝塔ニ於テ亦將ニ云ントス、創建ハ則チ易ク保存ハ則チ難シト、夫レ大内氏ハ州探題ノ身ヲ以テ五重塔ヲ創建スルヤ蓋シ至易ノミ、而シテ我輩力之ヲ保存スルニ実ニ至難ナリト謂フヘシ、幸ニシテ數百年保存シ來リシハ旧藩主歴代諸公力愛護セラルルノ厚キ

二係ル、今や旧藩主 毛利公東京ニアリ、西顧セラレサル茲ニ二十年矣、宝塔モ亦麥秀漸ニノ不幸ニ陥ラントス、伏テ願クハ、足下東歸之日更ニ 毛利公閣下へ上申シ、永統資本金ノ内へ金三百円ヲ下賜シテ此塔ヲ保存シ伝エテ、以テ萬世ヲ光耀シ、併セテ天下ニ誇ルノ榮ヲ得セシメ玉ハンコトヲ、而シテ斯ノ如キノ事業ハ足下ニアリテハ固ヨリ一挙手一投足ノ小勞ノミ、夫レ苟モ宝塔ノ敗類ヲ患ヘテ小勞ヲ厭ハレスンハ此塔永ク伝ヘテ千萬世ヲ耀スルニ至ラン、然ラハ独リ此塔ノ幸福ノミニアラズ、抑又我輩県民ノ幸福ナリ、義弘公ニシテ靈アラバ必ニ地下ニ瞑目スベシ、伏テ願クハ足下、某等ノ微哀ヲ憐察シテ之ヲ 毛利公閣下ニ上申シ、金二百円ヲ修繕費ノ内へ、金三百円ヲ永統資本金ノ内へ、両項合シテ金五百円ヲ下賜シ、因テ以テ某等ニ素志大成ノ榮ヲ與ヘ玉ハンコトヲ、幸ニシテ資本金下賜ノ恩ヲ聞カバ、防長ノ士民ニ於テハ一層感激シテ力ヲ宝塔ノ保存ニ盡クシヤ必セリ、是ニ於テ乎、進ンテ有志之寄付ヲ乞ヒ、以テ此塔ヲ萬世ニ伝ヘ、奇観ヲ無窮ニ存スルコトヲ得ヘシ、仍テ曩日、官ニ出願セシ願書及ヒ方法書等ヲ淨写シ添テ、以テ電覽ニ供ス、伏テ願クハ、足下東歸ノ日之ヲ以テ 毛利公閣下ニ上申シ、某等ノ哀願スル所ヲ允許シ、某等ヲシテ天下ノ一奇観ヲ無窮ニ伝フルノ榮ヲ得セシメ玉ハンコトヲ、牒ニ臨ンテ悚然言フ所ヲ知ラズ、尊威ヲ流冒シテ恐懼已ムナシ、謹ンテ命ノ至ルヲ俟ツ

明治十九年 五月

山口県周防国吉敷郡上宇野令村

瑠璃光寺檀家惣代

古建築に注がれた目線（浅川）

華族毛利家家令 柏村信嚴

小田平右衛門
小川太左衛門
藏成虎之助

③〔嘆願書①に添付された藩政期の修理歴〕（省略、表1参照）

④〔永統資本金の募集〕

一、五重宝塔永統資本金募集方法書

一、金一千五百円也 右永統資本金募算額

右金額ヲ募集スル方法分ツテ左ノ二項トナス

第一項

一、金六百円

右ハ、有志ト相謀リ、昨明治十八年一月ヨリ取除、頼若会ヲ開キ、初会、即チ同曆一月ヨリ向フ十五カ年ヲ以テ満期トナシ、満期ニ至リ右金六百円ヲ取得スルモノトス

第二項

一、金九百円

右ハ、委員ヲ当寺ノ末寺（各地方ニ散在セリ）ニ特派シテ、以テ寄付ヲ乞ヒ又ハ諸新聞雑誌ニ広告シテ天下公衆ノ寄付ヲ乞フモノトス

右合計金千五百円也

⑤〔利子の用途〕

資本金利子支弁方法書

一、金九拾円也

原金壹千五百円ニ対スル一ヶ年収入ノ利益金即原金百分ノ六十リ

右金九十円ヲ六分シ以テ左ノ四項ニ配分ス

一、第一項 六分ノ一「十五円」掃除人一ヶ年ノ給料

一、第二項 六分ノ二「三十円」毎年修繕費

一、第三項 六分ノ一「十五円」臨時修繕費

一、第四項 六分ノ二「三十円」屋根総葺替費

但シ、第三項ハ風雨雹雪ノ為破損ヲ受ル等ノ天災ニ遭遇セシ時ハ便宜之ヲ修繕スルヲ以テ是ニ年限ヲ定メス、尤モ毎年配分ノ金ハ之ヲ蓄積シテ以テ本項ノ用度ヲ支弁スベキモノトス、第四項ハ、廿五年ヲ一期トナシ宝塔全体ノ葺替ヲナスモノナレバ、毎年ノ配分金ヲ貯蓄シテ毎期葺替ノ費ヲ弁スルモノトス、尤モ一期間之ヲ積置クトキハ金七百五十円トナルベシ

一、実地支弁ノ際、予算額ニ於テ過不足ヲ生スルトキハ左ノ方法ニヨリテ之ヲ補助スベシ

第二項ノ予算額ニ於テ実地支弁ノ際若過剰金アルトキハ之ヲ

第三項ノ部ニ編入シ第三項ノ予算額ニ於テ実地支弁ノ際若過剰金アルトキハ是ヲ第四項ノ部ニ編入スベシ

若又第二項実地支弁ノ際ニ於テ予算額ニ不足ヲ生セバ第三項ヨリ之ヲ補ヒ第三項ノ実地支弁ノ際ニ於テ予算額ニ不足ヲ生セバ第四項ヨリ之ヲ補フモノトス

⑥〔嘆願に対する毛利家の回答〕

明治十九年七月卅日 令[㊤]（柏村） 扶[㊤]

一、金三百円

山口県周防国吉敷郡上宇野令 瑠璃光寺
右、境内五重塔永続資本金御補助之義ニ付、別紙之通歎願申出候付、特別之筋ヲ以テ御聞届相成、本文之通寄贈被申付候事

（朱書）

歎願書中、金二百円ヲ修繕費ノ内へ、金三百円ヲ永続資本金ノ内へ、兩項合シテ金五百円ヲ下賜云々有之候ヘトモ、修繕費之義ハ採用難相成候事

史料5①は、瑠璃光寺住職と檀家惣代の連名で毛利家に提出された「五重塔永続資金」への支援要請の嘆願書である。県庶務課戸籍掛の記録によれば、同じ頃、吉敷郡役所・県庁経由で、内務省に対しても永続資金の補助

申請が提出されていた（「寺院事務」県庁戦前B1005）。

資金的な窮状を打開すべく、五重塔修理と毛利家との藩政期以来の密接不可分な関係性を強調することによって、支援を嘆願したのであった。「旧来修繕二関スル書類参考ノ為メ相副ヘ差出」と追記されているように、このときも、近世期の修理概要を示した記録が提出されている（史料5③、表1参照）。これらの書き付けは古建築としての五重塔の真正性や修理の必然性にお墨付きを与える役割を果たしていたものと思われる。

ここで注目しておきたいのは、史料中の「永統」という文言である。差し迫った屋根修理など一過性の修繕への資金援助ではなく、恒久的な存続に向けた支援が要請されたのである。五重塔の将来への確実な継承を担保するための基金形成を目指そうという考えである。

史料5②は、瑠璃光寺檀家惣代名義で提出された嘆願書である。史料5④では「保存永統資本壹千五百円ノ内へ幾分力御補助」とされているのに対して、こちらの史料では、より具体的に、「毛利公閣下二上申シ、金二百円ヲ修繕費ノ内へ、金三百円ヲ永統資本金ノ内へ」支援を希望する旨が記されている。

毛利家の対応は史料5⑥に示されている。文末朱書部分を根拠とすれば、この史料で「別紙歎願書」としているのは史料5②である。史料5①の末尾にも史料5⑥と同様の回答指示が書き加えられているが、そこに見える「永統資本金、金三百円」は、史料5①の本文中には記載されていない。史料5①がまず提出され、その後で具体的な金額案分を記した史料5②が提出され、それを受けて毛利家の対応が決定されたものと考えられる。

なお、この資金は、毛利家山口用達所で預かって「利陪増殖」の方法を設ける、必要な場合には、毛利家への申し出があれば、毛利家内部での審査を経て引き出されることになっていたようである（預け先は第一百十国立銀行山口支店）。「修繕費二百円」は不採用となったが、その代わりに「保存資金三百円」の手堅い運用が約束されたのである（法泉寺受持旧大通院観音堂（現、重要文化財洞春寺観音堂）についても瑠璃光寺五重塔と同様に、毛利家により永統資金が管理された）。

史料5④⑤には、基金形成に向けた資本金の募集方法や利子の運用方法が示されている。すでに紹介したように、資金募集については、明治十九年時点で、一般への

寄付呼びかけに加えて、毛利家への寄付喚願が行われた。明治二十年には、内務省から永続資本金として百円が下賜されている（「寺院事務」県庁戦前B-1006）。内務省からの下賜金は、額の多寡よりも、寄付金募集の権威付けという意味での効果が絶大であったものと思われる。

県下では、同じタイミングで、関伽井坊多宝塔の永続資金に対しても内務省からの下賜金が給付されている。古建築維持のための永続資本金形成のこのような手法はスタンダードなものになっていたようである。

こうして形成された基金の利子運用について具体的に示したのが史料5⑤である。日常の看守が意図されていること（＝掃除人への給与を規定。看守とは、警備の意味に加えて、建物を常日頃から注意深く観察するというニュアンスである）、自然災害や非常事態に対応できるように経費支弁の費目間入れ替えを柔軟に設定していること、定期的な屋根葺き替えを念頭に置いていることなど、かなり現実的な利子支弁のマニユアルがつくりあげられていたのである。

ここまで取り上げてきた古建築の永続資本金にまつわる各種の文書は、毛利家名義のもの、瑠璃光寺名義のもの

のが混在している。だからといって、それらは無関係に作成されたものではなく、当時の古建築に対する永続資金の概念の定着浸透の状況を鑑みると、関係者間で、それぞれの役割分担について、事前に十分な申し合わせがなされていた結果であろうと推測できる。

六 山口の近代を意識する

再び、史料5②に注目してみたい。部分的には、他のいくつかの記録との重複が見られる。かつ、瑠璃光寺側の立場からの叙述であるため、慎重な理解が必要であるが、「明治修理」の事業理念が最も詳しく陳述されたものとなっているので全文を掲載した。

寄付呼びかけの常套手段ではあるが、修理の必要性や緊急性を導き出すために、書面全体が美麗な修辭にまわれている。史料中二重線部の「雉兔ノ巢窟トナル」のフレーズは、当時の古建築の損傷具合を訴える文書には頻繁に用いられていた決まり文句である。続いて、国内外の奇観奇勝を引き合いに出して五重塔の希少性が多面的に語られている。さらに、山口の歴史性を奏する象徴

的な存在であり、それを確実に未来へと継承することが近代の山口にとって大切なプロジェクトである旨が縷々述べられている。そこに見えるのは、大内氏ゆかりの歴史的建造物を継承することにより山口の独自性を際立たせようとする意図である。それは、「中央との違い」を敢えて打ち出そうというシナリオであった。

瑠璃光寺五重塔明治修理が実行に移された明治十年代後半は、近代国家という輪郭が明確になつてはいたものの、政策上、様々な試行錯誤が繰り返されたこともあって、不安定な世情、近代国家の矛盾が露呈しはじめていた時期であつた。農村経済の疲弊も加わつて、時代の雰囲気は確実に閉塞感に包み込まれた重苦しいものとなつていた。古いものを否定し破壊して明治という新しい時代を手に入れてはみたものの、それは、混沌として茫洋とした現実でしかなかった。ひとびとは身近なところに明確な近代の姿を求め始めていたように思われる。

その手段のひとつが地域社会の成り立ちを再認識・再確認する作業であり、歴史的建造物の保存修理はその流れに沿う好適なものとして位置づけられてたものと思われる。瑠璃光寺五重塔から山口の独自性を見出すという

演出である。東京で明治国家が目指した近代とは別に、「地方には地方の近代がある」という主張である。したがって、地域のアイデンティティ確立のための歴史再確認作業は欠くことのできないものであつた。古建築の歴史性を凝視することは、単なる好事家的な懷古趣味ではなく、地域の近代像を意識した積極的な政策のひとつとして意味あるものであつたと思われる。

瑠璃光寺五重塔明治修理の寄付に名前を連ねた関係者の多くは、いわゆる長州閥とされる中央の顯官ではなく、寺院関係の有力者に加えて、地域社会の中核を担つていたとされる豪農や豪商、さらには地主や名望家と呼ばれる階層に属する者であつた。県会議員や県属の名前も多く見られることは、地方における古建築修理事業の意味合いを如実に物語つていると思われる（表3参照）。

古建築にまなざしを注いで地域のアイデンティティを確認するこのような地方政治上の動向は、「神仏分離」や「廃仏毀釈」に象徴される明治初期の風潮の中で、少なからずダメージを負つた仏教界にとつても、失地回復の追い風となつたことは言うまでもない。

明治以降、瑠璃光寺五重塔の修理の他にも、旧藩主毛

利家に対する一連の文教的な仕掛け（「毛利家を祀る」〈豊栄神社や野田神社の創建〉、「毛利家を記録する」〈史書編纂〉、「毛利家を顕彰する」〈銅像建立〉）も、中央の描く近代像に対して地域のアイデンティティ（地域にとつての近代）を確認主張する作業であつたと解釈できるように思われる。毛利家にあつても、県政のこのようなニュアンスを咀嚼したうえで、各種の事業に関与していたのではないだろうか。

明治末期、日露戦後になると、対外的な意味合いから、国力の充実を目標に、国家としての一層の体制強化が図られる。その一環として地方改良の名の下に、中央から地方のあり方を規定強要する種々の政策が進められる。そうした中で、山口においては、大正初期、旧大通院観音堂の洞春寺境内への移築（大正四年（一九一五）四月十七日落成式）、瑠璃光寺五重塔解体修理（大正五年九月十三日落成式）という古建築に係る大規模修理プロジェクトが実施されている。木造建築物としての修理のサイクルという要因もあつたであろうが、中央から規定されたベクトルに対して、古建築の修復を通じて、「地域の歴史を再確認」して「地域のアイデンティティに裏付

けられた地域像を提示」することによつて「地域の現在」を主張したという一面も否定できないと思われる。

おわりに ―近代社会における古建築の息づかい―

最後に、明治二十八年（一八九五）に内務部第三課戸籍掛により作成された「古社寺取調書」の瑠璃光寺に関する記載から、五重塔に関する部分を紹介しておきたい。

【史料9】

▼「古社寺取調書」〈県庁戦前A123〉

瑠璃光寺取調書

一、所在地

山口県周防国吉敷郡上宇野令村 保寧山瑠璃光寺

二、寺格宗名（略）

三、本尊（略）

四、事由

（略）、

五重宝塔八旧跡存在ノ假当寺保存ス

第二種事由

当寺ハ香積寺旧址ニシテ社寺由來書風土注進案等二所見

第三種事由

境内五重宝塔ヲ存シ国郡ノ美観トセラル

第四種

沿革ノ要領ニ依リテ之レヲ見レハ則チ第四種ニ該当スルモノナリ

五、建物名称間数坪数

(略)

五重宝塔

惣高拾丈壹尺、応永十一年建築、曾木葺

六、境内地種坪数 (略)

七、永続基本財産 左ノ如シ

一、金四百四拾六円五拾七錢貳厘

此内訳

一、整理公債証書 額面金壹百円也

右ハ明治廿年五月、内務省ヨリ五重宝塔保存資金トシ

テ壹百円御下賜相成候金額ニテ、明治廿一年三月、公

債証書購買、住職ニ於テ管理致居候

一、銀行株券貳百円也

右ハ、明治十九年、毛利氏ヨリ五重宝塔永続資金トシ

テ寄附金參百円ノ内ヲ以テ、明治廿年購買、第百十国

立銀行山口支店へ保護預ケ致候

一、金壹百円也

右ハ、明治十九年、毛利氏ヨリ五重宝塔永続資金トシ
テ、寄附金參百円ノ内、如期而シテ現金ハ毛利氏用達
所、保護預ニ致居候

一、金四拾六円五拾七錢貳厘

右ハ、明治廿七年未決算公債証書并銀行株券及現金ニ
対スル利子金ニシテ毛利用達所へ保護預ケニ致居候

以上、管理ノ方法ニ至テハ、住職ノ名義ニテ銀行支店及毛利
用達所へ預ケ置、年々利子金ハ毛利用達所へ保護預ケトシ、
年一回、檀家惣代ヲ召集ス

八、宝物 (略)

九、境内所有地 (略)

十、図面別紙ノ如シ (「境内俯瞰図・五重塔立面図」略)

備考

五重宝塔ハ大内氏ノ遺物ニシテ実ニ四八九年ノ星霜ヲ経、其由
来ハ大内義弘朝臣陳没ノ後其弟六郎盛見義弘ノ追幅^(ツグフ)ノ為メ香積
寺境内ニ此多宝塔ヲ造建ス、于時応永十一年ナリ、元和年中以
来、毛利氏此塔ノ頽廃スルヲ患、万治四年、大ニ修繕ヲ加ヘル
来数回ノ修繕ヲ為セシテ以テ永ク輪奐ノ美ヲ全フスルヲ得タリ、
香積寺ハ大内氏ノ菩提所ニシテ七堂伽藍ノ構造ヲ盡セリ、字水
ノ上ト云ル処ニ僅ノ共有地アリテ古キ小堂存セリ、今ニ葉師如
来ヲ安置セリ、是レ香積寺ノ大門ノ所ナリシト申伝フ、夫レヨ
リ宝塔ノ麓迄距離五丁餘アリ、塔ノ作者竹田番匠ト申伝フ、盛

衰ハ難計大内氏義弘九代ノ後^マ妻国亡家之香積寺相次鳥有二婦シ
五重宝塔ノミ残レリ、其后元禄四年丙午五月、香積寺旧趾ニ在
本郡仁保村ヨリ瑠璃光寺ヲ移ス、旧趾五重宝塔今尚存セリ、又
境内ニ小泉アリ、塔ノ南ニ当ル、号ヲ亀井ト云フ、古キ名ヲ帶
フ、傍ニ亀井ト云ヘル二字ヲ調刻セル立石存セリ、此亀井ノ由
来ヲ尋ルニ、香積寺開山石屏和尚、錫ヲ振岩鐫ヲ卓シ靈水湧出
ル云々、旧記ニ見ユ、石屏和尚ハ勅諭仏宗真悟禪師石屏子介永
徳元年酉二月廿四日寂、異国ノ元朝ニ入テ留学ノ名達タリ、帰
朝ノ後、義弘朝臣石屏和尚ヲ尊信ノ餘リ香積寺ヲ造建シテ開山
トセリ

右明細取調候処相違無之候也

明治廿八年八月

山口県周防国吉敷郡上宇野令村瑠璃光寺住職

曾我孝顯^四

【史料7】

▼『法令全書』明治28年（国立国会図書館デジタルコレクション）

○内務省訓令第三号

北海道庁 府県

各管内所在ノ古社寺並著名ノ社寺及名所旧蹟ノ建築物並碑碣著
名ノ宝物類ニシテ保存ヲ要スヘキモノ、左記調査事項標準ニヨ
リ詳細取調、神社寺院仏堂及名所旧蹟等各別冊ニ調製シ、来七

月三十一日限り取纏メ差出スヘシ

明治二十八年四月五日

内務大臣 野村靖

古社寺取調事項標準

第一条 左ニ列記スル各種ノ一二当ルモノハ其事由詳細取調ヲ
要ス

第一種 文明十八年以前創立ノ社寺

第二種 史乘中掲載ノ社寺ニシテ名区古跡ト称スヘキモノ

第三種 境内風致秀拔ノ社寺ニシテ国郡ノ美觀勝地ト称スヘ
キモノ

第四種 皇室ノ御崇敬又ハ武門ノ歸依ニヨリ若干ノ朱黒印地
ヲ有シタル社寺

第五種 陵墓其他實相名将等ノ古墳其境内ニ属シタル社寺

第六種 勅願若クハ王子宮嬪實相名将等ノ発願ニ由リ執行セ
ル式法年中行事中ニ伝来シタル社寺

第七種 元禄十六年以前ノ創建ニ係ル巨大ナル社寺ニシテ其
地方ニ於テ著名ナルモノ

第八種 名所旧蹟ノ建物建築物並碑碣ノ類ニシテ神仏ニ縁由
アルモノ

（後略）

「古社寺取調書」は、「古社寺保存法」（明治三十年

六月十日法律第四九号）の施行直前に作成されたもので、

境内図や立面図も添えられており、明治修理後、地域社会で生き続ける五重塔の様子を伝える。

この取調書への記載事項は、明治二十八年の内務省訓令（「古社寺調査事項標準」）に準拠している。史料7は、このうち調査対象の要件を示した条項の抜粋である（史料6の「四、事由」が史料7で掲げた条項に対応している）。「古社寺調査事項標準」は、古社寺保存金下賜に関する審査の厳密化の動きのなかで策定されたものである（明治二十八年七月十二日付内務省令第七号「古社寺保存金出願規則」へと連なる）。瑠璃光寺の永続基本財産のうちに、「五重宝塔保存資金」が明確に位置づけられていることを確認できる。内務省下賜の百円、毛利氏からの寄付金三百円（内訳は、第百十国立銀行株券二百円・毛利家用達所保護金百円）も明記されている。

なお、屋根は「曾木葺き」と記されている。

明治十三年五月十四日、内務卿松方正義から太政大臣三条実美に提出された古社寺維持運営に関する起案書「古社寺維持方法之件」（のち、七月六日付内務省指令）に添付された「社寺保存内規」に「保存を要する種類」として掲げられた条項と、「古社寺調査事項標準」に示

された調査対象を示す要件（史料7）はほぼ同一である。つまり、古社寺保存法施行を目前にした時期の古社寺（古建築）の定義づけを読み取ることができるのである。

このような古社寺の概念は、明治四年の「古器旧物保存方」制定以降、徐々に形成されてきたものであった。なかでも、明治十三年の「社寺保存内規」によって、「四百年前創立」「文明十八年以前創立」という由緒に関する具体的な指標が示されたことにより、保護対象としての古建築の輪郭が定着していくことになったとされる。「社寺保存内規」に適合する古社寺が抽出され、保存金の下賜対象となったのである。

古社寺保存法は、文明開化や廃仏毀釈という時代の空気感の下で排除破壊されてきた歴史遺産（「古物」）を保護するために打ち立てられた制度である。そこでは、「歴史の証徴」「美術の模範」を基準に保護対象が明示されたのである。日清戦争以後の国家意識の昂揚が大きく影響しているのだが、古社寺保存法の成立は、歴史性を基軸にした「近代日本にとって大切なもの」をクローアップするスキームの策定を意味するものであった。こうした動きは明治十年代から顕在化していた。先に

紹介した内務省による古社寺保存金という費目設定については、社寺基金の維持に宛てられたという側面からは宗教政策の一部として理解されることが多い。しかし、しだいに、古社寺保存金を資金として得られた利息が古建築の管理や修繕の経費に繰り込まれるようになっていった事実を踏まえると、古社寺保存金下賜が、間接的にはあるが、文化財保護意識の醸成にも大きな影響を及ぼしたと考えることに異論はないであろう。

古社寺保存法の制定により、近代国家における古建築の存在がはっきりと認知されたと言える。明治初頭、「神仏分離」「廃仏毀釈」のスローガンがもたらした混乱の渦中にあつて、寺院ほか仏教関係者が経済的なダメージを負ったことは明らかである。ただし、山口県下にあつては、寺院ほかの「激しい破却」の実態については、その状況を直截に示す史料は見当たらず、イメージ先行のように思われる。実際には仏教とのかかわり方について世情を覆った警戒感、心理的なダメージが大きかったのではないかと考える。

古建築は、地域の歴史の証徴という社会的な価値を新たに付与されることによって近代という時代に安息の場

所を得たのかもしれない。そしてそれは文化財建造物というグレードアップされた概念の誕生と言えるように思われる。信仰とは別次元の意義なのであるが、こうして古建築の尊厳が守られることになった。

【参考文献】

- 西村幸夫「建造物の保存に至る明治前期の文化財保護行政の展開―「歴史的環境」概念の生成史 その1―」（『日本建築学会論文報告集』第320号、一九八四年）
- 平賀あまな「古社寺保存法時代の建造物修理手法と保存概念」（東京工業大学学位請求論文、二〇〇一年）
- 山崎幹泰「明治前期社寺行政における「古社寺建造物」概念の形成過程に関する研究」（早稲田大学学位請求論文、二〇〇三年）
- 東京大学総合研究博物館『関野貞アジア踏査』（二〇〇五年）
- 清水重敦「運用実態から見た古社寺保存金制度の特質―古社寺保存金制度の研究 その1―」（『日本建築学会計画系論文集』第32巻第2号、二〇一二年）
- 光井涉『日本の歴史的建造物 社寺・城郭・近代建築の保存と活用』（中央公論社、二〇二一年）

「屋根の葺材」「写真の撮影年代」の検討にあたっては、公益財団法人文化財建造物保存技術協会職員木村和夫氏の助言を得た。